証券コード：9064

第150期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年6月23日(火曜日)
午前10時(受付開始 9時)

開催場所 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム(中央会館)ホール

決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第150期定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
連結計算書類…… 32
計算書類…… 36
監査報告…… 39
株主総会参考書類…… 43

ヤマトホールディングス株式会社

（証券コード 9064）
平成27年６月１日

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
取締役社長 山 内 雅 喜

第150期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当会社第150期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使】
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】
当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（52頁）をご確認ください。 敬 具

記

１．日 時 平成27年６月23日（火曜日）午前10時
２．場 所 東京都中央区銀座二丁目15番６号
銀座ブロッサム（中央会館）ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目 的 事 項
報 告 事 項
１．第150期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
２．第150期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案 定款一部変更の件
第２号議案 取締役６名選任の件
第３号議案 監査役１名選任の件
第４号議案 補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項

（1）重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による行使を有効なものといたします。また、インターネット等により複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効なものといたします。

（2）議決権の不統一行使の通知方法について

議決権の不統一行使をされる場合は、書面によりご通知いただくことといたします。株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と上記ウェブサイトに掲載の「連結注記表」および「個別注記表」となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当期は、企業収益の改善に伴い、我が国の全体的な経済環境について改善の傾向が見られたものの、消費税増税後の反動減や円安に伴う物価上昇の影響等により、個人消費については回復の遅れが見られました。また、労働需給は逼迫した状態が継続し、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、ヤマトグループは長期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ経営計画2019」および中期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ３か年計画　ＳＴＥＰ」の達成に向けて、これまで進化させてきた物流ネットワークに、グループ各社の経営資源を融合させることで、高付加価値モデルの創出や既存事業のさらなる高度化に取り組みました。

デリバリー事業においては、個人消費の停滞や、前期における消費税増税前の駆込み需要の影響等により取扱数量が伸び悩んだものの、適正料金収受施策の推進により宅急便の単価が上昇し、増収となりました。利益面では、人的コストや外部への委託コストなどについて、業務量に見合った管理を徹底したことなどにより、増益となりました。

ノンデリバリー事業においては、グループ各社の強みを活かした既存サービスの拡充に取り組むとともに、グループ横断的に連携してお客様の課題解決に当たるソリューション営業を引き続き積極的に推進しました。

当期の連結業績は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

区　　分	前　　期	当　　期	増　　減	伸率（%）
営　業　収　益	1,374,610	1,396,708	22,098	1.6
営　業　利　益	63,096	68,947	5,850	9.3
経　常　利　益	64,664	70,889	6,225	9.6
当　期　純　利　益	34,776	37,533	2,757	7.9

なお、当期においては、株主還元策の一つとして、平成26年10月30日の取締役会決議に基づき、自己株式を約300億円、1,196万株取得するとともに、保有する自己株式を1,912万株消却しました。

＜ヤマトグループ全体としての取組み＞

① ヤマトグループは、各事業が一体となって付加価値の高い事業モデルを創出し、日本経済の成長戦略に貢献する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進しています。また、事業の創出・成長の基盤となる健全な企業風土の醸成に取り組んでいます。

② 「バリュー・ネットワーキング」構想の推進に向けては、グループ各社が連携してソリューション営業を推進し、ネットワークを活かした高付加価値モデルの創出に取り組んでいます。国内外のお客様の様々なニーズに対応するために、既存のラストワンマイルネットワークに加え、「羽田クロノゲート」、「厚木ゲートウェイ」、「沖縄国際物流ハブ」といった革新的なネットワーク基盤を、より効果的に活用しています。

③ 健全な企業風土の醸成に向けては、引き続き輸送体制の整備やITによる業務量の見える化など、業務の効率性・信頼性を向上させる施策を推進するとともに、改めて社員教育を徹底し、お客様との約束を守る体制の構築に重点的に取り組みました。さらに、環境施策や安全施策、地域社会の活性化に向けた取組みなど、ヤマトグループの事業活動に結びついたＣＳＲ活動を積極的に推進しました。

④ 海外に向けた取組みとしては、メキシコ、ベトナムに現地法人を新設し展開国を拡大させるとともに、香港向けに続き台湾向けにも「国

際クール宅急便」の発売を開始するなど、ネットワークの拡充に積極的に取り組みました。

⑤ 労働需給の逼迫などの外的なコスト環境の悪化に対しては、業務量に連動したコスト管理を徹底するとともに、生産性向上施策の推進など、コストリダクションへの取組みを積極的に行いました。

＜事業フォーメーション別の概況＞

○デリバリー事業

宅急便、クロネコメール便の取扱数量は以下のとおりです。

区　　分	前　　期	当　　期	増　　減	伸率（%）
宅　急　便（百万個）	1,665	1,622	△43	△2.6
クロネコメール便（百万冊）	2,084	1,901	△183	△8.8

① デリバリー事業は、お客様にとって一番身近なインフラとなり、豊かな社会の実現に貢献するために、宅急便を中心とした事業の展開に取り組んでいます。

② 平成25年10月に判明した「クール宅急便」の社内ルール不徹底については、サービス品質の維持・向上に取り組む専任部署、専任者を配置するとともに、必要な機材の導入やIT基盤の強化による業務量の見える化を推進するなど、体制の整備を図ってまいりました。当期においては、これらの対策により高品質なサービスを維持することができました。今後も改善を怠ることなく、お客様に信頼される品質管理を徹底してまいります。

③ 個人のお客様については、会員制サービス「クロネコメンバーズ」のお客様に向けて、様々なサービスを展開しています。当期においては、インターネットでの通販商品購入時に、ヤマト運輸株式会社の営業所やコンビニエンスストアでの受け取りを選択できる「宅急便受取場所選択サービス」の拡充を推進しました。また、電子マネーカードを使用した簡単な決済により、宅急便を割引価格でご利用いただける、ヤマト運輸株式会社独自の「クロネコメンバー割」のご利用が好調に推移しました。

④ 法人のお客様については、宅急便の輸送にとどまらない様々な高付加価値サービスの利用拡大に向け、積極的な営業活動を行いました。また、宅急便の安定的な輸送品質の提供に向けた適正料金収受施策を引き続き推進しました。さらに、当期においては、大規模商業施設や大型複合施設内の集配を一括して行う「ビル・タウンマネジメントサービス」の展開を積極的に行い、全国の様々な地域の商業施設や大型複合施設において、新たに業務を受託しました。

⑤ 地域活性化に向けた事業としては、自治体等と連携し、高齢者の見守り支援、買物困難者の支援、地域産品の販路拡大支援など、地域のお困りごと・課題に対し、多様な取組みを行っています。また、駅や空港を利用する観光客に向けて、手荷物の一時預かりや、輸送ネットワークを活かした宿泊施設への手荷物の当日配達など、国内観光の利便性を向上させるサービスを展開しました。

⑥ 信書の定義が曖昧であることにより荷物を出荷したお客様が罰せられるリスクを防ぐために、当期をもってクロネコメール便を廃止し、平成27年４月１日より代替サービスとして「クロネコDM便」を発売することを発表しました。あわせて、成長する通販市場のニーズに対応し、小さな荷物をリーズナブルな料金で手軽に送ることができる「宅急便コンパクト」、「ネコポス」の２つのサービスを平成27年４月１日より発売することを発表しました。

⑦ 営業収益は、適正料金収受施策の継続的な推進などにより宅急便単価が改善した結果１兆1,014億38百万円となり、前期に比べ0.2％増加しました。営業利益は、業務量に合わせた、最適な集配稼働の設計や輸送体制の構築などによるコスト管理に取り組んだ結果392億５百万円となり、前期に比べ9.6％増加しました。

○ＢＩＺ－ロジ事業

① ＢＩＺ－ロジ事業は、宅急便ネットワークをはじめとした経営資源に、ロジスティクス機能、メンテナンス・リコール対応機能、医療機器の洗浄機能、国際輸送機能などを組み合わせることにより、お客様に革新的な物流システムを提供しています。

② 通販業界に向けたサービスとしては、受発注業務の支援や在庫の可

視化、さらには出荷支援など、お客様のご要望に応じた多様なサービスを展開しています。当期においては、新規案件の獲得や既存のお客様への拡販により、収益を伸ばしました。

③ メンテナンス・リコール対応に係るサービスとしては、故障製品の回収・修理・返送機能を一貫して提供するサービスや、企業のリコール・製品回収対応をトータルでサポートするサービスを展開しています。当期においては、一貫修理サービスのご利用が好調に推移したことや、新規リコール案件の獲得などにより、収益を着実に伸長させました。

④ メディカル事業者様に向けたサービスとしては、医療機器のローナー支援（保管・洗浄・配送）など、物流改革を支援するサービスを展開しています。当期においては、羽田クロノゲート内で外資系大手医療機器メーカー様の新物流センターの運用を開始するなど、積極的な事業展開を行い、収益を伸長させました。

⑤ 営業収益は、通販関連サービスやメンテナンス・リコール対応に係るサービスが好調であったことにより1,038億21百万円となり、前期に比べ15.0％増加しました。営業利益は46億82百万円となり、前期に比べ37.6％増加しました。

○ホームコンビニエンス事業

① ホームコンビニエンス事業は、お客様の便利で快適な生活の実現に向けて、ヤマトグループの全国ネットワークを活用し、生涯生活支援事業や法人活動支援事業に取り組んでいます。

② 個人のお客様に向けては、大型家具・家電の配送サービス「らくらく家財宅急便」や引越関連サービスなど、日々の生活を支援するサービスを展開しています。当期においては、既存サービスの販促活動の強化に加え、お部屋の清掃や不用品の買取りなど日常のお困りごとを解消する「快適生活サポートサービス」を全国発売し、積極的な営業活動を行いました。また、引き続き過疎地域への家具・家電製品の出張販売サービスを推進しました。

③ 法人のお客様に向けては、ヤマトグループと工事協力会社のネットワークを融合し、住宅設備などの配送・設置から工事・保守までを

ワンストップで提供する「テクニカルネットワーク事業」やオフィス移転サービスなど、主に企業向けの事業支援サービスを展開しています。当期においては、「テクニカルネットワーク事業」の積極的な営業活動により、ご利用が大幅に拡大しました。

④ 営業収益は、「快適生活サポートサービス」や「テクニカルネットワーク事業」などの営業活動を積極的に行ったものの、消費税増税後の反動減の影響等により家具や家電などの耐久消費財の輸送量が減少した結果484億75百万円となり、前期に比べ0.5％減少しました。営業利益は、人的関連コストをはじめとしたコスト管理の徹底や、生産性の向上などに取り組んだ結果６億13百万円となり、前期に比べ181.9％増加しました。

○ｅ－ビジネス事業

① ｅ－ビジネス事業は、お客様の業務プロセスの効率化や潜在的な課題の解決に向けて、情報機能に物流機能、決済機能を融合させたソリューションプラットフォームビジネスを積極的に行っています。

② 商品の受注・出荷業務を支援するサービスとしては、出荷情報の処理や伝票印字、荷物追跡などの業務を包括的にサポートする「Web出荷コントロールサービス」を提供しています。当期においては、複数の遠隔地から出荷する通販市場のお客様を中心にサービスのご利用が好調に推移しました。

③ 製品の個体管理を必要とするお客様に向けては、シリアル入出庫管理、在庫管理などの情報機能に、製品へのデータの落し込みや一部加工を合わせたサービスを展開しています。当期においては、通信機器関連のお客様のご利用が拡大し、収益を着実に伸長させました。

④ 地方自治体に向けては、「ふるさと納税トータル支援サービス」や、税金や保険料の口座振替を促進する「ネット口座振替受付サービス」など、業務負担を軽減し、同時に行政サービスの向上を支援するサービスを積極的に展開しました。

⑤ 営業収益は、案件の受注は順調に推移しているものの、消費税増税に伴うIT関連投資の反動減や、納品予定時期の変更などにより404億86百万円となり、前期に比べ0.8％減少しました。営業利益は、

新規事業所の開設に伴う費用が嵩んだことなどにより77億56百万円となり、前期に比べ3.7%減少しました。

○フィナンシャル事業

① フィナンシャル事業は、通販商品配達時の代金回収、企業間の決済、および車両のリースなど、お客様の様々なニーズにお応えする決済・金融サービスを展開しています。

② 決済サービスに関しては、主力商品である「宅急便コレクト」の提供に加えて、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」や、ｅ－ビジネス事業と連携した電子マネー決済機能の利用拡大を推進しています。当期においては、「クロネコwebコレクト」のバージョンアップの実施により機能をさらに拡充させたほか、ECサイト構築会社とのアライアンスの推進など、積極的な営業を展開しました。また、電子マネー関連のサービスについては、当期において本格販売を開始した「マルチ電子マネー決済端末」のレンタルサービスの拡販等により、電子マネー決済の件数、金額ともに増加しました。

③ リース事業では、特に中古車リースにおいて、お客様のニーズを掘り下げたソリューション提案を引き続き推進したことにより、契約数・資産額を伸ばしました。また、リース期間満了後の買取り、再利用を前提として質の高い車両を提供する「オペレーティングリース」が、運送事業者様のほか食品関連事業者様など、幅広い顧客層に受け入れられ、収益を伸ばしました。

④ 営業収益は、リース事業におけるトラックリースの契約増加などにより666億58百万円となり、前期に比べ6.3%増加しました。営業利益は、個人消費の回復の遅れの影響等による「宅急便コレクト」の取扱数量減少などにより89億18百万円となり、前期に比べ5.2%減少しました。

○オートワークス事業

① オートワークス事業は、物流・流通事業者様へ「車両整備における利便性」、「法定点検の遵守」、「整備費用の削減」という価値を中心に「24時間365日営業・お客様の稼働を止めないサービス」を展開

しています。さらに、「物流施設、設備機器の維持保全や職場環境改善」、「保険代理店業としてリスクマネジメントに繋がる最適な保険提案」という機能を付加することで、お客様の事業運営に係るワンストップサービスを実現しています。

② 当期においては、月々の整備費用を平準化する「メンテナンスパック」のご利用が好調に推移したことや、定期的にお客様のもとへ訪問する「リペアワークス」のサービス内容を拡充し、他社との一層の差別化を図ったことなどにより、車両整備台数が着実に増加しました。

③ 営業収益は、主力のトラックメンテナンスをはじめとする各サービスが好調であったことにより271億53百万円となり、前期に比べ5.9%増加しました。営業利益は37億33百万円となり、前期に比べ14.1%増加しました。

○その他

① 「ＪＩＴＢＯＸチャーター便」は、複数の企業グループのネットワークを用いたボックス輸送を通じて、お客様に「適時納品」や「多頻度適量納品」という付加価値を提供しています。当期においては、情報システムの進化や品質の改善に取り組んだことに加え、既存のサービスが好調であったことにより、収益を伸ばしました。

② その他の営業利益は、ヤマトホールディングス株式会社がグループ各社から受け取る配当金などを除いて15億77百万円となり、前期に比べ65.2%増加しました。

＜ＣＳＲの取組み＞

① ヤマトグループは、人命の尊重を最優先とし、安全に対する様々な取組みを実施しています。当期においては、全国の小学校などで継続的に開催している「こども交通安全教室」の累計参加人数が258万人を突破しました。また、ヤマト運輸株式会社が毎年開催している「ヤマト運輸全国安全大会」に他のグループ会社が参加するなど、グループ全体で安全意識と運転技術の向上に向けた様々な取組みを行いました。さらに、マレーシアの民間自動車教習所と提携し、こ

れまで培ってきた交通安全指導ノウハウを提供することで、マレーシアが抱える交通事故問題の解決への貢献を目指す取組みも開始しました。

② ヤマトグループは、企業理念に基づく「環境保護宣言」を制定し、環境に優しい物流の仕組みづくりに取り組むとともに、ヤマトグループの環境保護活動を「ネコロジー」と総称し、社員の環境保護意識の向上を図っています。平成27年２月には、環境省等が主催する「第18回環境コミュニケーション大賞」において「ヤマトグループＣＳＲ報告書2014」が「地球温暖化対策報告優秀賞」に選ばれました。

③ ヤマトグループは、社会とともに持続的に発展する企業を目指し、ヤマト福祉財団を中心に、障がい者が自主的に働く喜びを実感できる社会の実現に向けて様々な活動を行っています。具体的には、パンの製造・販売を営むスワンベーカリーにおける積極的な雇用や、クロネコメール便の委託配達を通じた働く場の提供、就労に必要な技術や知識の訓練を行う就労支援施設の運営など、障がい者の経済的な自立支援を継続的に行っています。

④ ヤマトグループは、より持続的な社会的価値の創造に向けて、社会と価値を共有するＣＳＶ（クリエーティング・シェアード・バリュー＝共有価値の創造）という概念に基づいた取組みを推進しています。当期においては、引き続き高齢者の見守り支援や買物困難者の支援、自治体と連携した中小企業の支援など、ヤマトグループが保有する経営資源を活用した多様なサービスの展開に取り組み、その中でも、行政と連携した案件数は1,012件となりました。

(2) 対処すべき課題

ヤマトグループは、株主様・お客様・社会・社員ならびに取引先の満足の実現に向けて、長期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ経営計画2019」および平成26年４月にスタートした中期経営計画「ＤＡＮ－ＴＯＴＳＵ３か年計画　ＳＴＥＰ」に基づき、以下の戦略に取り組んでいます。

① 日本経済の成長戦略に貢献するため、物流改革を実現する「バリュー・ネットワーキング」構想を推進してまいります。前期においては、「羽田クロノゲート」、「厚木ゲートウェイ」、「沖縄国際物流ハブ」などの新たな物流拠点によって、ラストワンマイルネットワークをさらに進化させました。今後はそのネットワークに、情報・物流・決済などの経営資源を融合させることで、物流のスピード・品質・コストの全てを向上させる高付加価値モデルの創出、展開に取り組んでまいります。

② アジアを中心とした海外への展開については、沖縄国際物流ハブを中心としたボーダレスな物流ネットワークをさらに拡充し、着実に進展させてまいります。また、現地のニーズを適切に把握し、高品質な物流サービスを一層現地に根付かせるべく取り組んでまいります。

③ 今後も高成長が見込まれる通販市場に対しては、小さな荷物をリーズナブルな料金で手軽に送りたいというニーズに対応し、受け取りの利便性も高めた新たな宅急便サービス「宅急便コンパクト」、「ネコポス」で市場の成長を支えてまいります。なお、従来、ダイレクトメール等の発送でクロネコメール便をご利用いただいていたお客様に対しては、新たな投函サービスである「クロネコDM便」により、引き続き利便性の向上に取り組んでまいります。また、ヤマトグループの経営資源を活用することで、通販サイトの立ち上げ・決済・受注管理・在庫管理・配送まで一貫したサービスを提供するなど、通販事業者様へ向けたトータルソリューションを推進してまいります。

④ サービス品質の維持を最優先としながら、集配部門・事務部門・作業部門などあらゆる領域における生産性の向上、コスト管理に取り組んでまいります。また、ヤマトグループが提供する独自のサービ

スや高付加価値モデルに関して、コストに見合った適正なプライシング戦略を推進することで、収益力を一層強化してまいります。

⑤ 将来にわたる労働力の不足に対しては、旧来の働き方に対する意識を改革し、女性、高齢者、外国人などそれぞれに合った多様な働き方を提供し、活躍の場を創出することで、ダイバーシティへの取組みを推進しつつ、新たな労働力を確保してまいります。

⑥ 健全な企業風土の醸成に向けては、お客様に信頼される品質の確立に最優先で取り組むとともに、社員満足の向上や、法務面や財務面におけるガバナンスの強化、ＣＳＲ活動などを推進してまいります。

⑦ 地域の皆様の生活支援や地域経済の活性化に向けて、日本各地の行政や企業と連携したプラットフォームを構築してまいります。また、本業を通じた安全施策、環境施策などを推進することで、企業と社会が共有できる価値を創造し、「社会から一番愛され信頼される企業グループ」となることを目指してまいります。

これからも、ヤマトグループの総合力を結集して、企業価値を向上させてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分	平成23年度 第147期	平成24年度 第148期	平成25年度 第149期	平成26年度 (当期) 第150期
営業収益 (百万円)	1,260,832	1,282,373	1,374,610	1,396,708
当期純利益 (百万円)	19,786	35,144	34,776	37,533
1株当たり当期純利益 (円)	46.00	81.85	82.22	90.41
総資産 (百万円)	919,294	950,152	1,032,134	1,082,531
純資産 (百万円)	523,783	542,914	560,172	571,199
1株当たり純資産 (円)	1,197.26	1,261.35	1,316.12	1,368.66

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 宅急便およびクロネコメール便の取扱実績の推移

区分	平成23年度 第147期	平成24年度 第148期	平成25年度 第149期	平成26年度 (当期) 第150期
宅急便取扱個数 (百万個)	1,423	1,487	1,665	1,622
クロネコメール便取扱冊数 (百万冊)	2,187	2,112	2,084	1,901

(5) 主な事業内容

ヤマトグループは、デリバリー事業をはじめとした下記の事業を営んでおります。

区　　分	事　　業　　内　　容
デリバリー事業	一般個人消費者・企業向け小口貨物輸送事業 （宅急便事業、クロネコメール便事業、国内航空貨物輸送事業など）
ＢＩＺ－ロジ事業	企業向け物流事業 （ロジスティクス事業、メディカル製品物流サービス、メンテナンスサポートサービス、リコールサポートサービス、国際貨物一貫輸送サービス、海外生活支援サービスなど）
ホームコンビニエンス事業	個人向け生活支援事業、法人向けビジネス支援事業 （家財・家電の集配・セッティングサービス、引越・生活関連サービス、物品販売事業など）
ｅ－ビジネス事業	情報処理の受託・情報システム開発事業 （システムの開発、システムパッケージの販売、物流情報サービス、情報セキュリティサービスなど）
フィナンシャル事業	企業、一般消費者向け決済・金融商品提供事業 （宅急便コレクト、ネット総合決済サービス、企業間流通決済サービス、総合リースサービスなど）
オートワークス事業	運送事業者向け車両管理一括代行事業 （車両整備事業、燃料販売、損害保険代理店業など）
そ　の　他	ＪＩＴＢＯＸチャーター便による企業間物流事業、人材派遣事業、シェアードサービスなど

(6) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は645億87百万円で、その主なものは次のとおりであります。

区分	名称	設備の内容	投資額
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	車両購入(2,980台)	百万円 13,134
		三河ゲートウェイ	7,193
フィナンシャル事業	ヤマトリース株式会社	リース用車両購入	29,379

(7) 資金調達の状況

当社は、平成26年10月30日開催の取締役会決議に基づき、金融機関より200億円の長期借入れによる資金調達を行いました。当該資金調達は、資本効率の向上と経営環境の変化に対応する機動的な資本政策として実施した、自己株式の取得に係る資金に充当するためのものであります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	百万円 62,765
株式会社三井住友銀行	30,466
株式会社三菱東京UFJ銀行	21,545

(注) フィナンシャル事業における経常的な借入れが含まれております。

(9) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
デリバリー事業	166,731名	2,940名
BIZ－ロジ事業	5,584	204
ホームコンビニエンス事業	5,191	53
e－ビジネス事業	4,912	73
フィナンシャル事業	863	6
オートワークス事業	1,897	88
その他	11,878	546
合計	197,056	3,910

（注）従業員数には、パートタイマー108,809名（前期末比2,942名増）を含めております。

(10) 車両の状況

区分	車両台数	前期末比増減
デリバリー事業	45,672台	462台
BIZ－ロジ事業	978	8
ホームコンビニエンス事業	2,194	29
e－ビジネス事業	146	△ 3
フィナンシャル事業	629	△ 63
オートワークス事業	701	20
その他	696	31
合計	51,016	484

(11) 重要な子会社の状況

区　分	名　称	資本金	出資比率	主要な事業内容
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	百万円 50,000	% 100.00	宅急便事業、クロネコメール便事業
	沖縄ヤマト運輸株式会社	50	100.00	沖縄県における宅急便事業、クロネコメール便事業
	ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	1,000	100.00	国内航空貨物輸送事業
BIZ-ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	1,000	100.00	ロジスティクス事業、国際引越等の海外生活支援サービス事業、美術品輸送事業
	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	1,880	100.00	国際航空貨物、海上貨物の取扱 輸出入通関事業
	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社	100	100.00	家電製品等の保守・修理関連事業 メーカーリコールに関する総合支援事業
	ヤマトパッキングサービス株式会社	80	100.00	梱包、輸送、輸出業務代行事業 印刷物の封入、封緘、包装および発送事業
	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	US$ 4,659,000	100.00	北米における航空貨物、海上貨物、国際引越の取扱 輸出入通関事業
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	百万円 480	100.00	家具・家電の配送、設置、セッティング事業 引越および生活関連事業 物品販売事業
e-ビジネス事業	ヤマトシステム開発株式会社	1,800	100.00	ネットワーク業務 コンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供およびコンサルティング業務 ソフトウェアの開発ならびに機器の販売およびオンラインサービス
フィナンシャル事業	ヤマトフィナンシャル株式会社	1,000	100.00	商品代金の集金代行業
	ヤマトリース株式会社	30	100.00	総合リース業
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	30	100.00	車両管理サービス事業 自動車整備事業 燃料油脂、自動車用部品の販売業 冷凍、冷蔵機器および荷役用運搬機器の修理・販売業 損害保険代理店業
その他	YAMATO ASIA PTE.LTD.	S$ 91,761,364	100.00	東南アジア地域統括、 事業開発および市場調査

(12) 主　要　拠　点

区　　分	名　　称	本社所在地	事業所数
デリバリー事業	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区	6,369店
	沖縄ヤマト運輸株式会社	沖縄県糸満市	35
	ヤマトグローバルエキスプレス株式会社	東京都港区	288
BIZ－ロジ事業	ヤマトロジスティクス株式会社	東京都中央区	93
	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社	東京都中央区	46
	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社	東京都中央区	15
	ヤマトパッキングサービス株式会社	東京都江東区	16
	YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.	アメリカ合衆国ニュージャージー州	31
ホームコンビニエンス事業	ヤマトホームコンビニエンス株式会社	東京都中央区	167
e－ビジネス事業	ヤマトシステム開発株式会社	東京都江東区	45
フィナンシャル事業	ヤマトフィナンシャル株式会社	東京都中央区	83
	ヤマトリース株式会社	東京都豊島区	64
オートワークス事業	ヤマトオートワークス株式会社	東京都文京区	92
その他	当　　社	東京都中央区	1
	YAMATO ASIA PTE. LTD.	シンガポール	1

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　1,787,541,000株

（2）発行済株式の総数　435,564,792株

（注）発行済株式の総数は、平成26年11月13日付で実施した自己株式の消却により、前期末に比べ19,120,200株減少しております。

（3）株　主　数　31,567名

（4）大　株　主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,087	7.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	27,335	6.62
ヤマトグループ社員持株会	17,763	4.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,650	4.03
株式会社みずほ銀行	15,447	3.74
日本生命保険相互会社	14,270	3.45
明治安田生命保険相互会社	12,264	2.97
ヤマトグループ取引先持株会	9,069	2.19
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエー エヌブイ 10	7,548	1.83
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,033	1.46

（注）１．当社は、自己株式22,370,985株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。
２．持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

平成23年２月17日開催の取締役会決議に基づき発行した2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

区　　分	2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成23年３月7日発行）
新株予約権の数	966個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の残高（96億60百万円）を転換価額で除した数
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1,850円
新株予約権を行使することができる期間	平成23年３月22日から平成28年２月22日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は不可 平成27年12月７日までは、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120％を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、平成27年10月１日に開始する四半期に関しては、平成27年12月６日)までの期間において行使可能
転換社債型新株予約権付社債の残高	96億60百万円（注）

（注）本新株予約権付社債権者の新株予約権の行使により、当社普通株式を交付したため、当初発行価額の200億円より変更となっております。また、これに伴い、新株予約権の数も当初の2,000個より変更となっております。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀬戸　薫	
代表取締役社長 社長執行役員	木川　眞	
代表取締役 専務執行役員	神田晴夫	人事戦略・ネットワーク戦略・法務・ＣＳＲ戦略・監査担当
取締役 常務執行役員	皆木健司	経営戦略・ＩＴ戦略担当
取締役 執行役員	山内雅喜	ヤマト運輸㈱代表取締役社長 社長執行役員
取締役	萩原敏孝	㈱小松製作所顧問 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車㈱社外監査役 ㈱髙松コンストラクショングループ社外取締役
取締役	森　正勝	学校法人国際大学副理事長 ㈱スカパーＪＳＡＴホールディングス社外取締役 スタンレー電気㈱社外取締役 キリンホールディングス㈱社外監査役
常勤監査役	髙原和子	
監査役	横瀬元治	朝日税理士法人顧問 野村不動産レジデンシャル投資法人監督役員
監査役	鼎　博之	弁護士

（注）1．取締役のうち萩原敏孝、森　正勝の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役のうち横瀬元治、鼎　博之の両氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役および社外監査役の全員を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役横瀬元治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役鼎　博之氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．取締役萩原敏孝氏は、平成26年６月25日付で日本精工株式会社社外取締役を退任しております。
7．監査役川田　博、大川康治の両氏は、平成26年６月24日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
8．社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

9．平成27年４月１日付で、次のとおり地位ならびに担当および重要な兼職の状況の変更がありました。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	木　川　　眞	
代表取締役社長 社長執行役員	山　内　雅　喜	
代表取締役 副社長執行役員	神　田　晴　夫	ヤマト運輸㈱代表取締役会長
取締役相談役	瀬　戸　　薫	
取　締　役 専務執行役員	皆　木　健　司	東アジア地域統括担当

（2）社外役員に関する事項

①　主な活動状況

地　位	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	萩　原　敏　孝	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
取締役	森　　正　勝	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。
監査役	横　瀬　元　治	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、財務および会計に関する専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に財務および会計に関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

地　位	氏　　名	主　な　活　動　状　況
監　査　役	鼎　　博　之	当期開催の取締役会19回のすべてに出席し、国際弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会14回のすべてに出席し、さらに定期的に開催する代表取締役社長および社外取締役と監査役との意見交換会に出席し、主に海外事業リスクに関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外取締役および社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
	名	百万円	
取　締　役	7	257	(うち社外取締役　2名　14百万円)
監　査　役	5	32	(うち社外監査役　3名　12百万円)
合　　計	12	290	

5．会計監査人の状況

（1）名　　称　　有限責任監査法人トーマツ

（2）当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
	百万円
①　公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬	195
②　①以外の報酬	11
③　当社および子会社等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	206

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人に会社法第340条第１項各号に定める項目に該当する事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

また、当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人の監査品質等が監査業務の遂行に不十分であると思料される事実を認めた場合には、その事実に基づき当該会計監査人の不再任の検討を行い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案を決議いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

（4）非　監　査　業　務

当社は公認会計士法第２条第１項の業務以外の非監査業務として、内部監査の品質評価業務につきまして委託しております。

6．会社の体制および方針

（1）当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

ⅰ．当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定し「コンプライアンス宣言」を行う。当社の代表取締役は、これを当社およびグループ各社の取締役に周知徹底するとともに、取締役は、これに基づき業務を執行する。

ⅱ．上記の徹底を図るため、当社は、グループ全体のコンプライアンスの統括を担当する執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取り組みを横断的に統括する。委員長は、当社およびグループ各社の状況を把握し、当社の取締役会に報告する。

ⅲ．当社は、当社およびグループ各社の取締役のコンプライアンス違反行為について社員が直接情報提供を行えるよう、グループ内部通報制度を整備する。

ⅳ．当社は、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。ＣＳＲ担当部門は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、組織規程および組織運営規程において文書の保存年限、責任部門を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等の議事録を作成のうえ保存、管理する。

③ 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．当社は、グループ全体のリスク管理の統括を担当する執行役員（コンプライアンス統括担当執行役員と兼務）を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のＣＳＲ担当部門に配置する。

ⅱ．当社は、グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定し、グループ各社においても当該基本規程に基づく「リスク管理基本規程」を策定する。

ⅲ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、リスク管理担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ⅳ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の実施状況・有効性の監査を行う。

④ 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．当社は、執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。

ⅱ．当社は、取締役会を月１回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は常勤取締役、常勤執行役員、監査役会を代表する監査役で構成される経営諮問会議で議論、検討を行う。

ⅲ．当社の取締役会および執行役員会議ならびにグループ各社の取締役会における決議に基づく業務執行について、当社は、その執行手続および責任者を組織規程において定める。

⑤　当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社におけるコンプライアンス経営を実践するため、当社およびグループ各社は、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として策定し、その文書の配布と教育を実施する。

ⅱ．グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、コンプライアンス推進担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のＣＳＲ担当部門がこれを統括し、グループにおけるコンプライアンス推進状況を適時に把握、管理する。

ⅲ．当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。

ⅳ．当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」を定期的に開催することにより、当社およびグループ各社において法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。

ⅴ．当社は、グループ内部通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

⑥　当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社およびグループ各社における業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定する。当社およびグループ各社は、これに基づき諸規程を策定し、業務を執行する。

ⅱ．当社は、グループ全体の経営の基本戦略を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社の経営戦略担当部門に配置する。

ⅲ．当社は、グループ各社の経営管理について、純粋持株会社としての当社がグループ各社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行する。

ⅳ．グループ各社は、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または執行役員会議において事前承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部門に報告するものとする。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門は、監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認めた人員を配置する。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑨　当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

ⅰ．当社の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役、監査役等および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。

イ）取締役および使用人による重大な法令違反、定款違反および不正の事実

ロ）内部通報により知り得た重要な事実

ハ）その他当社およびグループ各社に重要な損失を与える恐れがある事実

ⅱ．当社およびグループ各社は、当社およびグループ各社の監査役に対して報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用の処理に関する規程を策定し、監査費用の支弁のため一定額の予算を確保する。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．当社の監査役は、取締役会の他、経営諮問会議、執行役員会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることができる。

ⅱ．当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。

ⅲ．当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査実施状況および結果を、当社の監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携を図る。

ⅳ．当社およびグループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会において、グループ各社間の情報交換や連携を図る。

ⅴ．当社は、当社の内部監査部門に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、当社およびグループ各社の監査役の監査について円滑な遂行を図る。

ⅵ．当社は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携を図る。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月16日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、ヤマトグループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制についてヤマトグループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更をしたものであります。

（2）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、純粋持株会社として、グループ全体の企業価値を高めることを目的として事業を展開しております。したがいまして、剰余金の配当は、連結当期純利益を基準に配当性向30％を目標として実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、経営資源の一つであるネットワークの強化を中心とした設備投資や、新規事業や新商品の開発への投資および企業価値を高めるための投資など、グループ全体の成長のために活用してまいります。また、自己株式につきましては、資本政策の一環としてM＆Aへの活用など、弾力的に考えてまいります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**566,205**	**流動負債**	**357,034**
現金及び預金	247,398	支払手形及び買掛金	157,479
受取手形及び売掛金	187,833	短期借入金	34,443
割賦売掛金	42,007	1年内償還予定の新株予約権付社債	9,660
リース投資資産	44,948	リース債務	2,733
たな卸資産	3,335	未払法人税等	20,024
繰延税金資産	15,687	割賦利益繰延	5,655
その他の流動資産	26,333	賞与引当金	30,236
貸倒引当金	△ 1,338	その他の流動負債	96,800
固定資産	**516,325**	**固定負債**	**154,297**
（有形固定資産）	(420,101)	長期借入金	83,876
建物及び構築物	148,497	リース債務	4,655
機械装置	19,741	繰延税金負債	3,947
車両運搬具	17,992	退職給付に係る負債	53,023
土地	187,964	その他の固定負債	8,794
リース資産	6,846	**負債合計**	**511,331**
建設仮勘定	16,025		
その他の有形固定資産	23,033	純資産の部	
（無形固定資産）	(17,600)	**株主資本**	**549,789**
ソフトウェア	12,646	資本金	127,234
その他の無形固定資産	4,953	資本剰余金	70,209
（投資その他の資産）	(78,624)	利益剰余金	395,352
投資有価証券	34,567	自己株式	△ 43,007
長期貸付金	1,040	**その他の包括利益累計額**	**15,731**
敷金	17,901	その他有価証券評価差額金	13,847
退職給付に係る資産	255	為替換算調整勘定	1,169
繰延税金資産	21,977	退職給付に係る調整累計額	715
その他の投資その他の資産	3,998	**少数株主持分**	**5,678**
貸倒引当金	△ 1,116	**純資産合計**	**571,199**
資産合計	**1,082,531**	**負債純資産合計**	**1,082,531**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**1,396,708**
営業原価		1,290,714
営業総利益		**105,993**
販売費及び一般管理費		37,046
営業利益		**68,947**
営業外収益		
受取利息及び配当金	673	
その他の収益	2,296	2,969
営業外費用		
支払利息	398	
その他の費用	629	1,027
経常利益		**70,889**
特別利益		
固定資産売却益	410	
受取損害賠償金	257	
受取補償金	245	
受取違約金	232	
その他特別利益	43	1,190
特別損失		
固定資産除却損	412	
減損損失	1,791	
訴訟関連損失	704	
その他特別損失	13	2,921
税金等調整前当期純利益		**69,157**
法人税、住民税及び事業税	29,814	
法人税等調整額	1,739	31,554
少数株主損益調整前当期純利益		**37,602**
少数株主利益		69
当期純利益		**37,533**

（ご参考）

連結包括利益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
少数株主損益調整前当期純利益	37,602
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	5,370
為替換算調整勘定	826
退職給付に係る調整額	2,442
その他の包括利益合計	8,640
包括利益	46,243
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	45,877
少数株主に係る包括利益	365

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	127,234	100,863	371,965	△ 56,079	543,984
会計方針の変更による累積的影響額			△ 4,080		△ 4,080
会計方針の変更を反映した当期首残高	127,234	100,863	367,884	△ 56,079	539,903
当期中の変動額					
剰余金の配当			△ 10,065		△ 10,065
当期純利益			37,533		37,533
自己株式の取得				△ 30,587	△ 30,587
自己株式の処分		△ 404		10,745	10,340
自己株式の消却		△ 31,507		31,507	－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,257		1,406	2,664
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					
当期中の変動額合計	－	△ 30,654	27,467	13,071	9,885
平成27年３月31日残高	127,234	70,209	395,352	△ 43,007	549,789

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	8,769	342	△ 1,717	7,395	8,792	560,172
会計方針の変更による累積的影響額					△ 17	△ 4,097
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,769	342	△ 1,717	7,395	8,775	556,074
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 10,065
当期純利益						37,533
自己株式の取得						△ 30,587
自己株式の処分						10,340
自己株式の消却						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						2,664
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	5,077	826	2,432	8,336	△ 3,097	5,239
当期中の変動額合計	5,077	826	2,432	8,336	△ 3,097	15,124
平成27年3月31日残高	13,847	1,169	715	15,731	5,678	571,199

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	165,476	流動負債	133,091
現金及び預金	145,117	営業未払金	304
営業未収金	12	短期借入金	6,653
短期貸付金	15,246	1年内償還予定の新株予約権付社債	9,660
繰延税金資産	92	未払法人税等	64
未収法人税等	4,536	未払費用	51
その他の流動資産	470	預り金	116,018
固定資産	362,150	賞与引当金	51
（有形固定資産）	(6,641)	その他の流動負債	288
車両	8	固定負債	16,413
建物	738	長期借入金	11,129
工具器具備品	33	繰延税金負債	3,264
土地	5,840	退職給付引当金	76
その他の有形固定資産	19	関係会社事業損失引当金	1,804
（無形固定資産）	(1,489)	その他の固定負債	138
ソフトウェア	1,487	負債合計	149,504
その他の無形固定資産	1	純資産の部	
（投資その他の資産）	(354,019)	株主資本	366,292
投資有価証券	26,355	資本金	127,234
関係会社株式	294,806	資本剰余金	69,375
長期貸付金	38,055	資本準備金	36,822
その他の投資その他の資産	103	その他資本剰余金	32,552
投資損失引当金	△ 5,301	利益剰余金	212,690
		その他利益剰余金	212,690
		別途積立金	188,965
		繰越利益剰余金	23,724
		自己株式	△ 43,007
		評価・換算差額等	11,830
		その他有価証券評価差額金	11,830
		純資産合計	378,122
資産合計	527,627	負債純資産合計	527,627

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営　業　収　益		**27,756**
販売費及び一般管理費		4,684
営　業　利　益		**23,071**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	866	
その他の収益	587	1,454
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	60	
その他の費用	50	110
経　常　利　益		**24,415**
特　別　損　失		
投資損失引当金繰入額	3,374	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,804	
その他特別損失	2	5,181
税引前当期純利益		**19,234**
法人税、住民税及び事業税	142	
法人税等調整額	459	601
当　期　純　利　益		**18,632**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成26年4月1日残高	127,234	36,822	64,041	100,863	174,965	29,161
会計方針の変更による累積的影響額						△ 5
会計方針の変更を反映した当期首残高	127,234	36,822	64,041	100,863	174,965	29,156
当期中の変動額						
剰余金の配当						△ 10,065
当期純利益						18,632
自己株式の取得						
自己株式の処分			18	18		
自己株式の消却			△ 31,507	△ 31,507		
別途積立金の積立					14,000	△ 14,000
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						
当期中の変動額合計	－	－	△ 31,488	△ 31,488	14,000	△ 5,432
平成27年3月31日残高	127,234	36,822	32,552	69,375	188,965	23,724

（単位：百万円）

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計				
平成26年4月1日残高	204,127	△ 56,079	376,146	7,503	383,650
会計方針の変更による累積的影響額	△ 5		△ 5		△ 5
会計方針の変更を反映した当期首残高	204,122	△ 56,079	376,141	7,503	383,645
当期中の変動額					
剰余金の配当	△ 10,065		△ 10,065		△ 10,065
当期純利益	18,632		18,632		18,632
自己株式の取得		△ 30,587	△ 30,587		△ 30,587
自己株式の処分		12,152	12,170		12,170
自己株式の消却		31,507	－		－
別途積立金の積立	－		－		－
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				4,326	4,326
当期中の変動額合計	8,567	13,071	△ 9,849	4,326	△ 5,522
平成27年3月31日残高	212,690	△ 43,007	366,292	11,830	378,122

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津田良洋　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小堀一英　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１日

ヤマトホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　津　田　良　洋　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　堀　一　英　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヤマトホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

ヤマトホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　髙　原　和　子　㊞

社外監査役　横　瀬　元　治　㊞

社外監査役　鼎　　博　之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

１．変更の理由

（1）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条および第37条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（2）法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、有用な人材を継続的に確保するため、補欠監査役の選任決議の効力を４年とする旨の規定を、変更案の第34条として新設するものであります。

（3）その他、上記第34条の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

現行定款および変更案は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　　設）	（補欠監査役の選任決議の効力） 第34条　補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第34条 〳〵　（条文省略） 第36条	第35条 〳〵　（現行どおり） 第37条
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条 〳〵　（条文省略） 第43条	第39条 〳〵　（現行どおり） 第44条

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員７名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、萩原敏孝、森　正勝の両氏は、社外取締役候補者であります。

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	木川　眞（きがわ　まこと） 昭和24年12月31日生	昭和48年４月　㈱富士銀行入行 平成16年４月　㈱みずほコーポレート銀行常務取締役リスク管理グループ統括役員兼人事グループ統括役員 平成17年４月　当社入社 平成17年６月　当社常務取締役 平成17年11月　当社代表取締役常務 平成18年４月　当社代表取締役兼常務執行役員 平成18年６月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成19年３月　当社代表取締役兼執行役員 平成19年３月　ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年６月　当社取締役兼執行役員 平成23年４月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成27年４月　当社代表取締役会長 現在に至る	49,300株
2	山内雅喜（やまうち　まさき） 昭和36年１月11日生	昭和59年４月　当社入社 平成17年４月　当社執行役員 平成17年４月　当社東京支社長 平成17年11月　ヤマト運輸㈱執行役員 平成17年11月　同社人事総務部長 平成19年３月　当社執行役員 平成19年３月　当社人事戦略担当 平成19年５月　当社経営戦略担当 平成20年４月　ヤマトロジスティクス㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年４月　ヤマト運輸㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年６月　当社取締役兼執行役員 平成27年４月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る	24,900株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	神田晴夫（かんだはるお） 昭和27年9月26日生	昭和60年１月　当社入社 平成16年４月　当社人事部長 平成17年８月　当社執行役員 平成17年11月　ヤマト運輸㈱執行役員 平成18年７月　同社常務執行役員 平成20年４月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社代表取締役兼常務執行役員 平成25年４月　当社代表取締役兼専務執行役員 平成26年４月　当社人事戦略・ネットワーク戦略・法務・CSR戦略・監査担当 平成27年４月　当社代表取締役兼副社長執行役員 現在に至る （重要な兼職の状況） ヤマト運輸㈱代表取締役会長	19,600株
4	瀬戸薫（せとかおる） 昭和22年11月16日生	昭和45年４月　当社入社 平成９年６月　当社中国支社長 平成11年６月　当社取締役 平成11年６月　当社関西支社長 平成16年６月　当社常務執行役員 平成16年６月　当社人事・業務改善担当 平成17年４月　当社CSR推進室長兼人事・情報担当 平成18年４月　当社デリバリー事業・ホームコンビニエンス事業・グループサポート事業担当 平成18年６月　当社代表取締役社長兼社長執行役員 平成23年４月　当社代表取締役会長 平成27年４月　当社取締役兼相談役 現在に至る	57,001株

候補者No.	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	萩原 敏孝（はぎわら としたか） 昭和15年6月15日生	昭和44年12月 ㈱小松製作所入社 平成２年６月 同社取締役 平成７年６月 同社常務取締役 平成９年６月 同社専務取締役 平成11年６月 同社代表取締役副社長 平成15年６月 同社代表取締役会長 平成19年６月 同社相談役・特別顧問 平成21年６月 当社取締役 現在に至る 平成23年７月 ㈱小松製作所特別顧問 平成25年７月 同社顧問 現在に至る （重要な兼職の状況） ㈱小松製作所顧問 ㈱ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車㈱社外監査役 ㈱髙松コンストラクショングループ社外取締役	3,000株
6	森 正勝（もり まさかつ） 昭和22年１月22日生	昭和44年４月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）入社 昭和47年５月 公認会計士資格取得 昭和56年９月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー（現アクセンチュア㈱）パートナー（共同事業者） 平成元年２月 アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア㈱）社長 アンダーセン・コンサルティング（グローバル）（現アクセンチュア）ボードメンバー 平成15年４月 アクセンチュア㈱代表取締役会長 平成19年９月 同社最高顧問 平成21年10月 学校法人国際大学学長 平成25年４月 同大学特別顧問 平成25年６月 当社取締役 現在に至る 平成25年11月 学校法人国際大学副理事長 現在に至る （重要な兼職の状況） 学校法人国際大学副理事長 ㈱スカパーＪＳＡＴホールディングス社外取締役 スタンレー電気㈱社外取締役 キリンホールディングス㈱社外監査役	3,500株

（注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
（1）独立役員について
当社は、萩原敏孝、森　正勝の両氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
（2）社外取締役候補者とした理由および就任してからの年数について
萩原敏孝、森　正勝の両氏は経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
萩原敏孝、森　正勝の両氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって萩原敏孝氏は６年、森　正勝氏は２年になります。
（3）過去５年間に他の株式会社の役員に就任していた場合に、その在任中に当該他の会社において不当な業務執行が行われた事実ならびにその発生予防および発生後の対応について
①萩原敏孝氏は、平成22年６月から平成26年６月まで日本精工㈱の社外取締役に就任しておりましたが、同社は、平成23年７月に、ベアリング（軸受）製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。その後、平成25年２月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、同年３月には、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
そのほか同社および同社の子会社は、各国の関係当局による競争法に関する調査等を受けており、平成25年９月に米国司法省と罰金の支払い等を内容とする司法取引に合意し、また、平成26年１月にはカナダ、同年３月には欧州、同年５月に豪州およびシンガポール、同年８月に中国で、関係当局または裁判所から、制裁金等の支払いを命じられました。加えて、平成26年11月には韓国公正取引委員会から、同国独占禁止法違反の行為があったとする決定を受け、また、同年９月には日本精工㈱の子会社である㈱天辻鋼球製作所が公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けましたが、いずれについても当局の調査に全面的に協力した結果、課徴金等は免除されております。
日本、米国、カナダ、欧州、豪州、シンガポール、韓国および中国における関係当局または裁判所による行政処分、判決等では、日本精工㈱の社外取締役に在任中の事業活動が対象とされております。また、その他継続中の関係当局による調査等では、同在任中の事業活動が対象とされている可能性があります。
萩原敏孝氏は、上記記載の独占禁止法違反等にかかる事実について、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日本精工㈱の社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起をしておりました。上記事実の判明後は、同社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること、およびこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行し、日本精工㈱グループの信頼回復に努めました。
②萩原敏孝氏は、平成22年６月より㈱ゼンショーホールディングスの社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社の100％子会社である㈱ゼンショー（現㈱すき家本部）の運営している牛丼チェーン「すき家」において、平成26年２月から３月にかけて一部従業員の過重労働が発生し、労働基準

監督署等より是正指導を受けました。これを重く見た同社は、同年４月に第三者委員会を組織し、当該事案の徹底的な原因究明と改善案の提言を依頼し、同年７月に同委員会より報告書を受領しております。その提言に沿い、同年11月に職場環境改善を加速・徹底するため、５名の有識者で構成される職場環境改善促進委員会を組織し、改善に取組みました。その結果、平成27年３月に同委員会より、職場環境の改善状況を総括、評価した報告書を受領しております。

萩原敏孝氏は、㈱ゼンショーホールディングスの社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行うとともに、上記事案発生後においては同社の取締役会等において、コンプライアンスのさらなる強化・徹底のほか、法令遵守の視点に立って上記のような事案の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しております。

③森　正勝氏は、平成22年６月にスタンレー電気㈱の社外取締役に就任し、現在に至っておりますが、自動車用ランプの取引に関して、同社は平成24年３月に公正取引委員会の立入検査を受け、平成25年３月、同委員会より独占禁止法に違反がある旨の言及がなされました。

森　正勝氏は、同社社外取締役として日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しておりました。上記事実の判明後は、実態調査および再発防止に向けて、内部統制のさらなる強化をはかるよう、各種の提言・意見表明を行う等、その職責を適切に遂行しております。

３．責任限定契約について

当社と萩原敏孝、森　正勝の両氏は、それぞれ、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、瀬戸　薫氏の再任が承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、同氏との間においても当該契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の一層の強化をはかるため、監査役１名を増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 生年月日	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
小川悦男 （おがわえつお） 昭和25年９月４日生	昭和48年11月　当社入社 平成14年６月　当社中国支社長 平成15年６月　当社取締役 平成16年４月　当社財務担当 平成16年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成17年６月　当社常務執行役員 平成17年10月　ヤマトロジスティクス㈱代表取締役社長兼社長執行役員 平成20年４月　同社取締役会長 平成21年６月　ヤマトホームコンビニエンス㈱監査役 平成26年６月　ヤマト運輸㈱監査役 現在に至る	14,800株

（注）１．小川悦男氏は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．責任限定契約について
当社は、小川悦男氏の選任が承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月24日開催の第149期定時株主総会において補欠監査役として選任された川田　博、大川康治の両氏の選任決議の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案における選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

大川康治氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏　　名 生年月日	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
おお　かわ　こう　じ 大川康治 昭和20年10月13日生	昭和45年４月　㈱日本興業銀行入行 平成９年６月　同行外国為替部長 平成12年１月　日本マリンテクノ㈱取締役財務担当最高責任者（CFO） 平成15年９月　㈱産業再生機構顧問 平成17年５月　辻・本郷税理士法人シニア・アドバイザー現在に至る 平成18年４月　コーポレート・ドクター㈱代表取締役現在に至る 平成20年６月　当社監査役 （重要な兼職の状況） コーポレート・ドクター㈱代表取締役 辻・本郷税理士法人シニア・アドバイザー	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（1）補欠の社外監査役候補者とした理由について

大川康治氏は、平成20年６月から６年間、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行しており、また、これまで金融機関および税理士法人等において培われた豊富な経験および税務・会計に関する専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、大川康治氏は㈱日本興業銀行の出身であり、平成12年10月に同行を退職しておりますが、当時の当社のメインバンクは旧㈱富士銀行であることから、同氏の社外監査役としての独立性に何ら問題はないものと判断しております。

（2）その他特記事項について

大川康治氏は、平成20年６月から平成26年６月まで当社の社外監査役でありました。

３．責任限定契約について

当社は、大川康治氏の選任が承認された後、監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

以　上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

（1）書面による議決権行使に代えて、パソコンまたは携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使することができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<携帯電話用>

http://www.it-soukai.com/

（2）行使期限は平成27年６月22日（月曜日）午後５時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットにより、重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる行使を有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効とします。

（4）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（5）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

（1）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日９：00～21：00）

（2）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－288－324**（平日９：00～17：00）

【議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使のご案内】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

―メモ欄―

―メモ欄―

株主総会会場ご案内図



総会会場



銀座ブロッサム
(中央会館)ホール

東京都中央区銀座二丁目15番6号
TEL 03-3542-8585(代表)

交通のご案内

東京メトロ	● 有楽町線	新富町駅	1番出口 より	徒歩	約3分
	● 銀座線	銀座駅	A13出口 より	徒歩	約15分
	● 日比谷線	東銀座駅	5番出口 より	徒歩	約10分
都営地下鉄	● 浅草線	東銀座駅	A7出口 A8出口 より	徒歩	約10分
J R	● 山手線 ● 京浜東北線	有楽町駅	中央口 より	徒歩	約20分

◎当会場では駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT by MORISAWA
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた
見やすいデザインの文字を採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

平成27年６月１日

株　主　各　位

第150期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社は、第150期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamato-hd.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

- 連結計算書類の連結注記表……１～９頁
- 計算書類の個別注記表……10～14頁

ヤマトホールディングス株式会社

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

子会社のうち、

ヤマト運輸㈱	沖縄ヤマト運輸㈱	ヤマトグローバルエキスプレス㈱
ヤマトロジスティクス㈱	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン㈱	ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ㈱
ヤマトパッキングサービス㈱	YAMATO TRANSPORT U.S.A.,INC.	ヤマトホームコンビニエンス㈱
ヤマトシステム開発㈱	ヤマトフィナンシャル㈱	ヤマトリース㈱
ヤマトオートワークス㈱	YAMATO ASIA PTE.LTD.	

など、39社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社等

子会社のうち、YAMATO LOGISTICS INDIA PVT. LTD.他は連結の範囲に含められておりません。これらの非連結子会社の総資産、営業収益、当期純利益および利益剰余金等はいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

（3）持分法の適用に関する事項

YAMATO LOGISTICS INDIA PVT. LTD.他の非連結子会社およびYAMATO UNYU (THAILAND) CO., LTD.他の関連会社は、持分法を適用しておりません。これらの会社の当期純利益および利益剰余金等はいずれも重要性に乏しく、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

（4）連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、YAMATO TRANSPORT U.S.A., INC.他の在外連結子会社10社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類を採用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

（5）会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

在外連結子会社は、見積耐用年数に基づく定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

在外連結子会社は該当ありません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ⅱ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

ⅲ．未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥ 収益の計上基準

割 賦 利 益 繰 延

ショッピングクレジットに係る収益については、期日到来基準による均分法により計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

ⅰ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ⅱ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ⅲ．ヘッジ方針

資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

ⅳ．ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑧ 消費税および地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

（1）「退職給付に関する会計基準」等の適用

当期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用しております。

これにより、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しに伴う影響額を利益剰余金から加減しております。

この結果、当期首の退職給付に係る負債が6,262百万円、繰延税金資産が2,214百万円増加し、利益剰余金が4,080百万円減少しております。当該変更による損益への影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産額は９円87銭減少しております。

（2）「企業結合に関する会計基準」等の適用

当期首から、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等が適用できるようになったことに伴い、当期よりこれらの会計基準等（ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。）を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した期の費用として計上する方法に変更しております。また、当期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する期の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)および事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当期末の資本剰余金が834百万円増加しております。当該変更による損益への影響は軽微であります。

なお、１株当たり純資産額は２円２銭増加しております。

３．追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、平成27年４月１日に開始する年度において解消が見込まれる一時差異等については、従来の35.6％から33.1％に変更されます。また、平成28年４月１日に開始する年度以降については32.3％に変更されます。

この変更等により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,277百万円（うち税率変更による影響額2,912百万円）減少し、法人税等調整額は3,753百万円（うち税率変更による影響額3,388百万円）増加しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　477,055百万円

5．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当期において、ヤマトグループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用　途	種　類	地　域	減損損失（百万円）
支店及び センター店 他	その他の無形固定 資産 他	雅瑪多（中国）運輸有限公司 上海　中国　他10件	1,791

ヤマトグループは管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位を基準として、ヤマト運輸株式会社については主に主管支店および管下店、当社およびその他の連結子会社については事業部単位を基本としてグルーピングを行いました。

その結果、雅瑪多（中国）運輸有限公司他10件の資産グループについて、営業活動から生ずる損益の継続的なマイナス、または、市場価格の著しい下落等が認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,791百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、建物328百万円、土地290百万円、その他の無形固定資産847百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額を使用価値により測定する場合は、将来キャッシュ・フローを割引率5.65～6.15％で割り引いて算定しております。また、回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額もしくは公示価格に基づいて評価しております。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式（注）1	454,684	－	19,120	435,564
合　計	454,684	－	19,120	435,564
自己株式				
普通株式（注）2	35,742	12,235	25,606	22,370
合　計	35,742	12,235	25,606	22,370

（注）1．普通株式の発行済株式の株式数の減少19,120千株は、保有自己株式の消却による減少であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加12,235千株は、自己株式の買付による増加11,962千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少25,606千株は、保有自己株式の消却による減少19,120千株、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少5,589千株などであります。

（2）配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月16日取締役会	普通株式	5,027	12	平成26年3月31日	平成26年6月3日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	5,038	12	平成26年9月30日	平成26年12月10日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年5月14日取締役会	普通株式	5,371	利益剰余金	13	平成27年3月31日	平成27年6月2日

（3）新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）			
			当期首	当期増加	当期減少	当期末
当社	2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権	普通株式	10,810	－	5,589	5,221

（注）新株予約権の目的となる株式数の当期減少は、新株予約権の行使によるものであります。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ヤマトグループは、さらなる事業の成長をはかるため、ネットワーク構築等に対する設備投資計画に照らし、必要資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、主に借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

また、一部の連結子会社では、リース業、信用購入あっせん業を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、割賦売掛金等は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日ごとの入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクを伴っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半が1年以内の支払期日であります。

短期借入金および長期借入金は主に金融事業に係る資金調達であります。借入金には変動金

利で調達しているものがあり、その一部について、資金調達に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引は、デリバティブ取引の権限を定めた社内規程に基づいて行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクを伴っておりますが、ヤマトグループでは、各社が資金決済、記帳、残高モニタリングおよび資金繰り管理を実施するなどのリスク管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された価額が含まれているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) ５参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	247,398	247,398	－
② 受取手形及び売掛金	187,833		
貸倒引当金	△ 121		
	187,712	188,298	586
③ 割賦売掛金	42,007		
貸倒引当金	△ 802		
割賦利益繰延	(5,655)		
	35,550	40,979	5,428
④ 投資有価証券			
その他有価証券	33,016	33,016	－
⑤ 支払手形及び買掛金	(157,479)	(157,479)	－
⑥ 短期借入金	(34,443)	(34,514)	70
⑦ 長期借入金	(83,876)	(83,834)	△ 41
⑧ デリバティブ取引	－	－	－

(注) １．連結貸借対照表計上額および時価において、負債に計上されているものは、( ) で示しております。

２．受取手形及び売掛金においては、短期間で決済されない受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

３．割賦売掛金においては、対応する貸倒引当金および割賦利益繰延を控除しております。

４．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。なお、一部の受取手形及び売掛金は、債権の区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の指標で割引いた現在価値により算定しております。

③ 割賦売掛金

割賦売掛金の時価については、債権ごとにその将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割引いた現在価値により算定しております。

④ 投資有価証券

投資有価証券のうち上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金については、その大半が１年以内の支払期日であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

⑥ 短期借入金、および⑦　長期借入金

短期借入金、長期借入金および金利スワップの特例処理の要件を満たし、金利スワップと一体として処理された長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割引いて算出しております。

⑧ デリバティブ取引

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

５．非上場有価証券（連結貸借対照表計上額1,550百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④　投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　1,368円66銭

（2）１株当たり当期純利益　90円41銭

９．企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

（1）取引の概要

当社は、意思決定の迅速化をはかり、グループ経営の機動力と柔軟性を高めることで、グループ経営を一層強化し、より効率的な連結経営体制を構築することを目的として、平成26年９月１日付で連結子会社２社を完全子会社化する株式交換を実施いたしました。

① 結合当事企業の名称およびその事業の内容

ｉ．結合企業（株式交換完全親会社）

名称……ヤマトホールディングス株式会社（当社）

事業内容……グループ会社の株式を所有することによるグループ会社の経営管理およびこれに附帯する業務

ⅱ．被結合企業（株式交換完全子会社）

名称……ヤマトグローバルエキスプレス株式会社
（以下「ヤマトグローバルエキスプレス」）

事業内容……国内航空貨物輸送事業

名称……ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
（以下「ヤマトグローバルロジスティクスジャパン」）

事業内容……国際航空貨物、海上貨物の取扱、輸出入通関事業

② 企業結合日

平成26年９月１日（効力発生日）

③ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、ヤマトグローバルエキスプレスおよびヤマトグローバルロジスティクスジャパン（以下「対象２社」）を株式交換完全子会社とする株式交換。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）を早期適用し、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行っております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 追加取得した子会社株式の取得原価および対価の種類ごとの内訳

子会社	取得原価	対価の種類
ヤマトグローバルエキスプレス	1,093百万円	（取得の対価：当社普通株式）
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン	736	（取得の対価：当社普通株式）
取得原価合計	1,830	

② 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数

ⅰ．株式の種類別の交換比率

株式の種類…普通株式

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社	
	当社	ヤマトグローバル エキスプレス	ヤマトグローバル ロジスティクスジャパン
株式交換比率	1	41.297	5.621

ⅱ．交換比率の算定方法

本件株式交換における交換比率の算定は、その公平性および妥当性を確保するため、当社および対象２社双方から独立した第三者算定機関である株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳに算定を依頼しました。株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳは、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し、市場株価平均法により、対象２社の株式価値については、対象２社が非上場であることを勘案したうえで、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を採用し、株式交換比率の算定を行いました。当社の株式価値については、平成26年７月30日を算定基準日として、算定基準日終値ならびに算定基準日までの１ヶ月間、算定基準日までの３ヶ月間および算定基準日までの６ヶ月間の各期間の終値平均株価を算定の基礎としております。

当社は、第三者算定機関による交換比率の算定結果を参考に、対象２社とそれぞれ株式交換比率について慎重に交渉・協議を行い、株式交換比率を決定いたしました。

ⅲ．交付株式数

896,425株

本件株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式を充当し、新株式の発行は行っておりません。

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,558百万円

② 主な変動要因

子会社株式の追加取得分の取得原価と、当該追加取得に伴う非支配株主持分の減少額との差額によるものであります。

個　別　注　記　表

1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

関係会社株式……移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建　　物……定額法

建物以外……定率法

無形固定資産……定額法　　ただし、ソフトウェアについては、見込利用可能期間５年以内の定額法

（3）引当金の計上基準

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

投資損失引当金……関係会社への投資に対する損失に備えて、その資産内容等を検討して計上しております。

関係会社事業損失引当金…関係会社の事業損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えて、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、発生年度の翌期から費用処理しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」等の適用

当期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用しております。

これにより、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しに伴う影響額を利益剰余金から加減しております。なお、当該変更による影響は軽微であります。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（5）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

（6）消費税および地方消費税の処理方法

税抜方式によっております。

3．追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、平成27年４月１日に開始する年度において解消が見込まれる一時差異等については、従来の35.6％から33.1％に変更されます。また、平成28年４月１日に開始する年度以降については32.3％に変更されます。この変更等により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98百万円（うち税率変更による影響額330百万円）増加し、法人税等調整額は282百万円（うち税率変更による影響額50百万円）増加しております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	415百万円
（2）保証債務残高	3,800百万円
① 借入金等に対する連帯保証	2,913百万円
② 借入金等に対する経営指導念書の差入れ	587百万円

③　通運計算契約に基づく連帯保証　300百万円

（3）関係会社に対する短期金銭債権　15,341百万円

関係会社に対する長期金銭債権　37,068百万円

関係会社に対する短期金銭債務　116,167百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営　業　収　益	27,739百万円
	営　業　費　用	698百万円
	営業取引以外の取引高	425百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（注）	35,742	12,235	25,606	22,370

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加12,235千株は、自己株式の買付による増加11,962千株などであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少25,606千株は、保有自己株式の消却による減少19,120千株、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による減少5,589千株などであります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	17百万円
未払事業税	14
繰越欠損金	87
その他	9
繰延税金資産（流動）計	128

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	24
投資有価証券評価損	1,478
関係会社株式	35,917
繰越欠損金	2,030
その他	2,378
繰延税金資産（固定）小計	41,829
評価性引当額	△41,373
繰延税金資産（固定）計	456

繰延税金負債（流動）

その他	△ 36
繰延税金負債（流動）計	△ 36

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△ 3,685
その他	△ 35
繰延税金負債（固定）計	△ 3,721
繰延税金資産（△負債）の純額	△ 3,172

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等　（単位：百万円）

種類	会社の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容
						役員の兼任等
子会社	ヤマト運輸㈱	東京都中央区	50,000	宅急便事業 メール便事業	所有　直接 100.00%	兼任 5名
子会社	雅瑪多（中国）運輸有限公司	上海 中国	RMB 200,000,000	中国における宅急便事業	所有　直接 82.50%	兼任 2名
子会社	ヤマトシステム開発㈱	東京都江東区	1,800	システムの開発	所有　直接 100.00%	兼任 2名
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	東京都中央区	1,000	集金代行業	所有　直接 100.00%	兼任 2名

（単位：百万円）

種　類	会社の名称	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	ヤマト運輸㈱	経営管理 資金の貸付	経営管理料の受取	3,278	－	－
			設備資金の貸付	20,000	短期貸付金 長期貸付金	13,306 31,911
			設備資金の返済	△13,292		
			利息の受取	218		
			資金貸借	43,231	預り金	58,224
			利息の支払	17		
子会社	雅瑪多（中国）運輸有限公司	経営管理 資金の貸付 債務保証	運転資金の貸付	2,235	長期貸付金	2,323
			運転資金の返済	△ 2,040		
			利息の受取	85		
			債務保証の引受	2,913	－	－
			保証料の受取	3	その他の流動資産	1
子会社	ヤマトシステム開発㈱	経営管理 システムの運営管理	資金貸借	△ 205	預り金	5,670
			利息の支払	1		
子会社	ヤマトフィナンシャル㈱	経営管理	資金貸借	△11,877	預り金	34,051
			利息の支払	10		

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

① 経営管理料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。

② 預り金および貸付金の金利につきましては、市場金利に基づき決定しております。

③ 資金貸借の取引金額は期中の純増減額を記載しております。

④ 債務保証の引受につきましては、子会社の金融機関からの借入れに対する保証であります。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

⑤ 子会社の事業損失に備えるため、貸付金等に対し、当期において、投資損失引当金繰入額888百万円および関係会社事業損失引当金繰入額1,804百万円を計上しております。この結果、投資損失引当金の残高は2,235百万円、関係会社事業損失引当金の残高は1,804百万円となっております。

9．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　915円12銭

（2）１株当たり当期純利益　44円88銭